

坂城町下水道事業経営戦略

(計画期間：令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度))

令和5年(2023年)3月改定

長野県坂城町

目 次

経営戦略の改定について	1
坂城町下水道事業経営戦略【改定版】.....	2
1. 事業概要.....	2
経営比較分析表.....	4
2. 将来の事業環境.....	5
3. 経営の基本方針.....	6
4. 投資・財政計画	6
投資・財政計画(収支計画)	7
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	11



経営戦略の改定について

1. 背景

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたり、その目的である公共の福祉を増進していくためには、中長期的な視点から事業運営基盤を強化して経営の健全化に取り組む必要があります。

更に、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や、施設の老朽化に伴う更新の増大など、経営環境が厳しさを増す中であって、各地方公営企業が将来にわたり、住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定・改定や、抜本的な改革等の取組みを通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められます。

このため、坂城町下水道事業では、平成29年(2017年)1月に「坂城町下水道事業経営戦略」(計画期間:平成28年度から令和7年度までの10年間)を策定し、これを、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画と位置づけ、今後の施設・設備更新を見通した投資等と、その財源見通しを試算する中で、収支を均衡させた「投資・財政計画」により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を進めています。

こうした中、坂城町長期総合計画実施計画の重点事業の一つとして、下水道事業の未普及地域の解消による整備完了目標を令和7年度としたことや、各施策が共通して取り組むべき共通テーマとして、SDGsの達成とデジタル変革への取組みを位置づけたことを踏まえ、策定から5年経過した今年度、目標の達成度や事業の進捗度を評価し、取組方法を改善していくなど進捗管理を行い、今後においても、引き続き健全な経営を維持していくため、経営戦略の改定を行うものです。

2. 目的

今回の経営戦略の改定では、中長期的な視点に立って、計画的かつ合理的な経営を行うため、各事業の現状と課題を把握し、投資計画と財政計画が収支均衡するよう、今後の経営状況を見通すとともに、より一層健全で効率的な経営に向けた取組方針を明示することにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

3. 計画期間

計画期間は令和4年度(2022年度)から13年度(2031年度)までの10年間とします。

今後、経営戦略の進捗管理を行い、5年を目途に見直しを行い、PDCAサイクルを働かせて経営の健全化を図ります。

※PDCA:Plan(計画策定)、Do(推進)、Check(点検・評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

坂城町下水道事業経営戦略【改定版】

団 体 名 : 坂城町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	供用開始 平成12年度(22年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適(令和6年度法的化予定)
処理区域内人口密度	23.1人/ha(令和4年3月末時点)	流域下水道等への 接続の有無	千曲川流域下水道に接続
処理区数	千曲川流域下水道上流処理区 1区		
処理場数	千曲川流域下水道上流処理区終末処理場(長野市) 1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	最適化 平成21年度に上流端に位置する一部区域の整備手法を公共下水道から合併処理浄化槽に見直しました。 当該地区は町内で最上流に位置していることから、当該地区の早期水酸化による環境改善を図る必要があると判断し、合併処理浄化槽により整備する処理区域とし、合わせて当該地区全域の上水道整備を実施しました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に伴って、単価を高くする累進制をとる体系があります。当町は、従量制(2か月毎20m ³ 基本使用水量あり)の累進使用料です。 基本使用料 2か月毎20m ³ まで:2,800円 超過使用料 2か月毎20m ³ を超え80m ³ まで :1m ³ につき155円 2か月毎60m ³ を超え100m ³ まで :1m ³ につき160円 2か月毎100m ³ を超え200m ³ まで:1m ³ につき165円 2か月毎200m ³ を超え600m ³ まで:1m ³ につき170円 2か月毎600m ³ を超えるもの :1m ³ につき175円 により算定した額に消費税を加算						
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系は設けていません。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他の使用料体系は設けていません。						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	3,080	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	3,450	円
	令和2年度	3,080	円		令和2年度	3,522	円
	令和3年度	3,080	円		令和3年度	3,545	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料です。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)です。

③ 組織

職 員 数	建設課に置かれた下水道係は、令和4年4月現在、4名の係員で構成されています。下水道事業は、千曲川流域下水道上流処理区に入り、平成5年度に流域関連公共下水道の下水道法による事業認可を得て着手しています。計画から工事着手までは、旧都市開発課に公園下水道係(係員数2名)を置きましたが、工事が本格化した平成6年4月、下水道係を設け3名体制で下水道整備を推進しました。平成9年4月より住民環境課から合併処理浄化槽事業を分離し、下水道一元化を実施しました。平成12年10月に供用開始を迎え平成12年4月から5名体制とし、接続工事が一段落した平成16年4月から4名体制としました。平成19年4月から町の組織再編に伴い建設課に移行しました。未普及地域の整備を令和7年度完成に向け進める最終段階となり、また、令和6年4月からは公営企業会計の適用を予定しており、将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握し、組織の見直しを図っています。
事業運営組織	建設課 下水道係 4名(係長1名、係員3名)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道使用料算定に必要な水道使用量データを、県営水道に使用料を支払い取得し、関連するメータ検針業務について県営水道から受託している業者に委託し、1件当たりの単価抑制により委託料の節減を図っています。 マンホールポンプ等の保守点検を、精通した業者に委託し、修繕経過を踏まえ、計画的に部品交換やオーバーホール等実施し、長寿命化を図っています。
	イ 指定管理者制度	千曲川流域下水道で、長野市にある終末処理場の管理は、県で実施しているため、町では指定管理者制度は活用していません。
	ウ PPP・PFI	千曲川流域下水道で、長野市にある終末処理場の管理は、県で実施しているため、町ではPPP・PFIは活用していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	町には管渠関係施設はありますが、エネルギー利用はしていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設等はないため、土地・施設等利用はしていません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和4年度に策定・公表の、令和3年度決算「経営比較分析表」を添付しています。
この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握し分析することが可能となります。

2. 将来の事業環境

(1) 人口の予測

令和3年3月に策定された「坂城町人口ビジョン 第2期 坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のなかで、人口の将来展望がされています。

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」)準拠に基づく当町の人口将来展望は、昭和60年(1985年)の16,918人をピークに減少し、令和22年度(2040年)において、9,900人程度まで減少すると推計されています。

過去3年間の人口推移は、令和元年度-14,863人、令和2年度-14,625人、令和3年度-14,351人となっており、微減しています。

このように、長期的に人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれることから、本計画期間においては、将来世代に過度な負担にならないよう、長期的な投資計画等の設定が必要です。

(2) 有収水量の予測

下水道整備を推進し、令和7年度の完了を目指すとともに、水洗化の促進を図ることで、水洗化人口も、一定期間は増加傾向にあると予測できますが、長期的には人口減少に伴い有収水量が減少し、使用料収入の減少が見込まれます。

有収水量の過去3年間の状況は、令和元年度-947,098 m^3 、令和2年度-984,059 m^3 、令和3年度-1,002,514 m^3 となっており、下水道整備の整備率及び水洗化率のアップに伴い増加してきています。今回の計画見直しにあたっては、人口の予測も踏まえ有収水量を見込んでおり、下水道使用料に反映しています。

(3) 使用料収入の見直し

下水道整備を推進し、令和7年度の完了を目指すとともに、水洗化の促進により、水洗化人口も、一定期間は増加傾向にあると予測できますが、長期的には人口減少に伴い使用料収入の減少が見込まれます。

使用料収入の過去3年間の状況は、令和元年度-163,377千円、令和2年度-173,319千円、令和3年度-177,731千円となっており、下水道整備の整備率及び水洗化率のアップに伴い増収してきていますが、今回の計画見直しにあたっては、人口の予測を踏まえ下水道使用料を見込んでいます。

令和7年度の下水道整備の完了までは、整備率のアップが見込まれ、更に、その後接続期間として3年間は、水洗化率のアップが見込まれます。そこから、使用料収入は人口減少とともに減少していくものと予測されます。

(4) 施設の見直し

当町は、流域下水道へ接続しているため、管渠が主な施設となります。管渠の延長は令和3年度末で126kmとなります。管渠の点検により、老朽化の度合、布設されている道路種別などを基準に優先順位を決め、更新による長寿命化を図り、経費節減を図っていきます。

マンホールポンプ等の保守点検を継続し、修繕経過を踏まえ、計画的に部品交換やオーバーホール等を実施し、長寿命化による経費節減を図っていきます。

(5) 組織の見直し

下水道整備完了後は維持管理が主となってくることから、業務体制を含め職員数の見直し等により、支出の削減を図っていきます。

3. 経営の基本方針

1 快適な環境を守る

○下水道人口普及率の向上

当町の下水道人口普及率は、令和3年度末現在94.6%と、長野県平均84.9%、全国平均80.6%を大きく上回るまでとなり、町民の生活環境改善、利便性の向上に向けた取り組みの成果が表われています。

未普及地域の整備完了を令和7年度に予定し、下水道人口普及率の向上に努めます。

○水洗化の促進

当町の下水道による水洗化率は、下水道の整備に伴い年々伸びてきており、令和3年度末現在77.7%と経営比較分析表の平均を上回っています。

引き続き、下水道整備に併せて、早期水洗化の広報に努めるとともに、下水道計画区域外においては合併処理浄化槽設置の広報に努め、水洗化の促進を図っていきます。

2 安全な暮らしをささえる

○下水道施設の適正な維持管理

ストックマネジメントの導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、適正な維持・更新をしていきます。

※ストックマネジメント

持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

3 安定した経営を目指す

○経営基盤の強化

民間委託、効率的な維持管理、下水道整備完了後の職員数の見直し等により、支出の削減を図るとともに、有収率・収納率の向上、経営状況を踏まえた上で必要な場合は、使用料の見直しによる収入の確保を図っていきます。

4 SDGsの達成とデジタル変革への取り組みを進める

○「SDGsの達成」と「デジタル変革への取り組み」

下水道事業の取り組みを通じて、SDGs(持続可能な開発目標)の達成を目指し、行政、地域住民、企業、関係機関などの連携を深め、ともにまちづくりを進めます。

下水道事業の分野における下水道台帳システムなどデジタル変革への取り組みを進め、活力あふれるまちを次世代へとつなぎます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 R4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
															13年度
収益的収入	1 総収入														
	(1) 営業収入														
	ア 料受託工事収入														
	イ その他														
	(2) 営業外収入														
	ア 他会社繰入金														
	イ その他														
	2 総費用														
	(1) 営業費用														
	ア 職員給与														
イ その他															
(2) 営業外費用															
ア 支払利息															
イ その他															
3 収支差引															
1 資本的収入															
(1) 土地															
うち資本費平準化															
(2) 他会社補助金															
(3) 他会社借入金															
(4) 固定資産売却代金															
(5) 国(都道府県)補助金															
(6) 工事負担金															
(7) その他															
2 資本的支出															
(1) 建設改良															
うち職員給与															
(2) 地方債償還金															
(3) 他会計長期借入金返還金															
(4) 他会計への繰出金															
(5) その他															
3 収支差引															

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度	(単位:千円, %)												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔決算〕	本年度 R4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収支再差引	(E)+(I)	27,904	△ 46,059	△ 30,660	884	727	955	710	817	223	646	194	105	
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	49,985	78,292	32,276	1,000									
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	77,889	32,233	1,616	1,884	727	955	710	817	223	646	194	105	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	78,292	32,276	1,000										
実質収支	(P)	318	274	616	1,884	727	955	710	817	223	646	194	105	
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	96.8	95.6	93.8	92.0	95.5	96.1	98.1	96.6	96.6	96.8	93.9	93.8	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足金の額	(R)													
営業収益一受託工事収益	(B)-(C)	173,319	177,731	178,000	178,000	180,000	181,000	182,000	183,000	184,000	182,000	179,000	175,000	
地方財政法による不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した不足額の額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額の額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の親	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
他会計借入金残高	(X)	5,518,463	5,445,945	5,194,190	5,051,690	4,791,399	4,516,013	4,198,900	3,887,522	3,607,115	3,356,559	3,136,590	2,939,263	
○他会計繰入金	(Y)													
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔決算〕	本年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収益的収支分		271,335	262,545	264,000	264,000	270,000	270,000	270,000	260,000	250,000	210,000	180,000	140,000	120,000
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
資本的収支分		28,665	29,455	28,000	28,000	30,000	30,000	30,000	28,000	28,000	26,000	24,000	24,000	23,000
うち基準内繰入金		28,665	29,455	28,000	28,000	30,000	30,000	30,000	28,000	28,000	26,000	24,000	24,000	23,000
うち基準外繰入金														
合計		300,000	292,000	292,000	292,000	300,000	300,000	300,000	288,000	278,000	236,000	204,000	164,000	143,000

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

当町の下水道管渠は、最も古いもので経過年数27年、供用開始からの経過年数は21年のため、耐用年数50年の管渠について、本計画期間中における大規模な更新工事は、発生しない見込みです。

本計画期間中は、主に次の事業への投資を予定しています。

事業	事業費(百万円)									
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
①未普及地域解消事業	256	232	95	85	35	25	25	25	25	15
②流域下水道建設負担金	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

①未普及地域解消事業

未普及地域解消のため、引き続き下水道整備を進め、令和7年度までに町内全域の整備完了に向け事業を進めていきます。マンホールポンプ等が必要となる区域について、住民要望を踏まえ、引き続き整備を進めていきます。

②流域下水道建設負担金

当町は、千曲川流域下水道へ接続しており、長野県が整備する流域下水道処理場等の建設費の一部を負担する必要があります。今後は、ストックマネジメントなどに基づく流域下水道の改築・更新等が予定されているため、継続した負担金の発生を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

○整備事業財源について

未普及地域解消事業については、地域再生計画の認定を受けた汚水処理施設整備交付金や、社会資本整備交付金、企業債の借入れ、残る部分は受益者負担金を財源として事業を進めていきます。流域下水道建設負担金については、企業債の借入れと受益者負担金を財源として負担していきます。

○使用料について

使用料収入は、下水道整備を進めてきており、供用開始区域の拡大に伴い増加し、整備に伴い見込まれる接続人口から使用料収入を試算しており、令和7年度の整備完了後、接続期間の3箇年は増加していく見込みとし、以降は人口減少に伴う使用料収入の減少を見込むものとしています。有収率・収納率の向上、経営状況を踏まえた上で、必要な場合は、使用料の見直しを検討していきます。

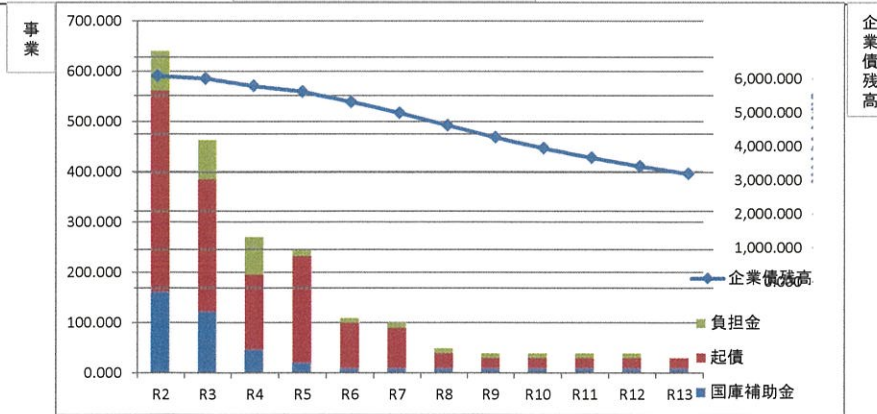
○企業債について

企業債借入れ額は、令和7年度までの未普及地域の整備及びマンホールポンプ等の整備を予定し、令和4年度から令和13年度までは、167百万円～20百万円を見込み、令和8年度以降は、事業費を縮小しますが、整備の完了により受益者負担金が減少し、一方で地方債償還金は、これまでの事業に伴い増加していくため、財源として資本費平準化債を含め132百万円に縮減を見込んでいます。地方債残高は、未普及地域解消事業の実施に伴い、令和2年度が5,518百万円でピークとなりますが、その後減少していく見込みです。

○他会計繰入金について

他会計繰入金は、地方債償還金と支払利息へ充当するため、基準内繰入により事業費に伴い300百万円～143百万円を見込んでいます。地方債償還金がこれまでの事業に伴い令和7年度まで増加していくことと、令和7年度の整備の完了に伴い、受益者負担金が減少していくことから、令和2年度以降は資本費平準化債を財源として見込み、他会計繰入金については300百万円以下に抑制し、基準内繰入金として一般会計への影響を最小限にしていきます。

財源内訳と企業債残高



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力活用について

当町は、流域下水道へ接続しているため、管渠が主な施設となります。下水道使用料算定に必要な水道使用量データを県営水道に使用料を支払い取得し、関連するメータ検針業務について県営水道から受託している業者に委託し、1件当たりの単価抑制により委託料の節減を図っています。使用料の徴収業務について、県営水道関連団体が構成される水道事業運営研究会で研究し民間委託している自治体の状況を確認する中で、民間委託について検討していきます。

マンホールポンプ等の保守点検を、精通した業者に委託し、修繕経過を踏まえ、計画的に部品交換やオーバーホール等実施し、長寿命化による経費節減を図っています。

○職員給与費について

下水道整備完了後は維持管理が主となってくることから、業務体制を含め職員数の見直し等により、支出の削減を図っていきます。

○流域下水道維持管理負担金について

流域下水道終末処理場等維持管理経費について、汚水量に単価を掛けた額を負担しています。流域下水道運営協議会を通じて処理場の効率的な運営や施設の長寿命化を図っていくことにより、維持管理経費の節減を図っていきます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>当町は、千曲川流域下水道に入り終末処理場は長野市に建設され、長野県により、処理場と幹線管渠の維持管理がされており、広域化が図られている状況で、維持管理運営協議会を通じて県、関係市町村等と引き続き効率的な維持管理や、施設の長寿命化に努め、経費削減を図っていきます。 未普及地域のうち、河川法の制約や地形等の条件から下水道管渠布設ができない地域については、合併処理浄化槽設置による手法への見直し等最適化を図ります。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>当町の下水道事業は、全体計画区域のうち平成27年度末現在78%の整備を終えています。これまでに整備された管渠の総延長は、約102kmとなりました。まだ、布設から30年を経過した管渠は存在しませんが、本計画期間10年の間には、当該管渠が出てきます。老朽化を放置すれば、陥没や不明水の発生等により日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすこととなります。そこで更新投資を検討することになりますが、管渠の点検により老朽化の度合、布設されている道路種別などを基準に検討して優先順位を設定します。更新需要は、初期投資の時期の偏在により、ある一定期間に集中する場合が考えられますので、更新投資の平準化を図ります。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>社会経済情勢の変化や公営企業を取り巻く厳しい経営環境のもとで、行政の効率化・活性化のため、民間ノウハウの活用が求められています。その手法としては、指定管理者制度、PPP/PFI、民間委託等がありますので、町の実情を考え、計画的に導入を検討します。実施にあたっては、公営企業として適切な管理監督のもとで、サービス水準の維持向上に留意しながら、適切な業務運営に努めるとともに、業務執行能力について定期的な評価等を行います。</p>
<p>その他の取組</p>	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>下水道事業は、地方財政法第6条の規定で特別会計を設け、下記の場合を除いて当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされています。その場合は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、及び当該企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営の収入のみをもって充てることが、客観的に困難であると認められるもので、国の繰り出し基準で規定されています。 生活に不可欠な下水道サービスを安定的に供給し続けるためには、一般会計からの繰出金に過度に依存せず、中長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があること、厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があることなど、町として使用料の適正化を図る必要があります。 使用料改定の方策としては、資本費平準化償などを活用し、減価償却費を基本とした資本費の算定によって汚水処理原価を算出し、その回収が可能となるよう中長期的な観点に立って、使用料の水準を設定します。下水道使用料の適正化を進めることは、町の財政にとっても重要であり、総務省の「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」のデータを活用して改善策を検討します。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>下水処理の過程で発生する汚泥の建設資材・肥料等への再生利用、下水処理水の雑用水利用、下水の持つ熱エネルギーの地域冷暖房等への利用、消化ガスによる発電、処理場上部、管渠内空間の貸付等があげられます。下水道事業に係る資源、資材の有効活用を図ることは重要ですが、公営企業としての経済性も重要です。流域下水道で処理場施設がない当町では、管渠内空間の貸付けが考えられますが、町内のみでは採算が取れませんので、今後の課題とします。</p>
<p>その他の取組</p>	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>当町は、流域下水道へ接続しているため、管渠が主な施設となります。下水道使用料算定に必要となる水道使用量データを県営水道に使用料を支払い取得し、関連するメータ検針業務について、県営水道から受託している業者に委託し、委託料の節減を図っています。使用料の徴収業務について、県内の水道関連団体で構成される水道事業運営研究会で研究し民間委託している自治体の状況を確認する中で、民間委託について検討していきます。</p> <p>マンホールポンプ等の保守点検を、精通した業者に委託し、修繕経過を踏まえ、計画的に部品交換やオーバーホール等実施し、長寿命化による経費節減を図っています。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>下水道整備完了後は維持管理が主となってくことから、業務体制を含め職員数の見直し等により、支出の削減を図っていきます。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>当町は流域下水道に入り、終末処理場は流域下水道管理となるため、流域下水道維持管理運営協議会を通じて、経費の削減について検討していきます。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>当町は流域下水道に入り、終末処理場は流域下水道管理となるため、流域下水道維持管理運営協議会を通じて、経費の削減について検討していきます。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>当町は流域下水道へ接続しているため、管渠が主な施設となります。管渠の点検により老朽化の度合、布設されている道路種別などを基準に検討して優先順位を設定し、更新により長寿命化を図り、経費節減を図っていきます。</p> <p>マンホールポンプ等の保守点検を継続し、修繕経過を踏まえ、計画的に部品交換やオーバーホール等実施し、長寿命化により経費節減を図っていきます。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>使用料等に係るシステム保守、検針業務、マンホールポンプ保守点検委託を実施してきており、毎年見積を取り内容を確認する中で経費節減を図っています。今後、管渠点検に係る委託費が見込まれますが、老朽化の度合、布設されている道路種別などを基準に検討して優先順位を設定し、効率的な点検により経費節減を図っていきます。</p>
<p>その他の取組</p>	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>経営戦略の進捗管理(モニタリング)は各年度末に行い、見直し(ローリング)は5年を目的に行います。その場合には、総務省からの経営戦略の策定・改定推進に関する通知等を基本とします。PDCAサイクルを働かせて経営の健全化を図っていきます。</p>
----------------------------	---